

桑名市就学前教育・保育環境整備推進会議運営支援業務公募型プロポーザル実施要領

第1 事業名等

- 1 事業名 桑名市就学前教育・保育環境整備推進会議運営支援業務
- 2 選定方式 公募型プロポーザル方式

第2 事業の概要

- 1 目的：就学前の幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることを踏まえ私立保育施設・幼稚園との連携・協力体制の構築を図り、教育・保育の質の向上および社会情勢の変化に対応した持続可能な就学前教育・保育環境を整備するため、桑名市就学前教育・保育環境整備推進会議の運営を円滑かつ適切に支援することを目的とする。
- 2 業務内容：会議資料の作成をはじめとした会議運営支援業務とする。詳細は別紙1「仕様書」のとおりとする。
- 3 履行期間：契約締結の日から令和10年3月31日まで
- 4 見積限度額（上限額）：2,189,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）
 - ・令和8年度：891,000円
 - ・令和9年度：1,298,000円

第3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、申立てをした者であっても更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定を受けた者を除く。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は特別清算開始の申立てをしていない者、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、破産手続開始の申立てをした者であっても、復権した者又は復権の決定を受けた者を除く。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受けるなど、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (6) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 11 月 16 日告示第 206 号）の別表第 1 に該当しない者であること。
- (7) 桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者（登録申請中の者も含む）であること。ただし、公募型プロポーザル方式により契約相手先候補者となった時点で速やかに名簿登録できる者については、この限りでない。
- (8) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成 18 年桑名市告示第 159 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 本件事業者の選定に係る審査のために委嘱された審査員と、資本金又は人事面において関連のない者であること。

第 4 説明会及び質問の受付と回答

- 1 説明会 本業務に関する説明会は実施しない。
- 2 質問の受付
 - (1) 受付期間：令和 8 年 8 月 24 日（月）午前 9 時から 8 月 31 日（月）午後 4 時 30 分まで。
 - (2) 提出方法：指定の書式「質問票（様式 5）」を電子メールにて下記問合わせ先に提出すること。提出後、電話にて着信確認を行うこと。
- 3 質問への回答 令和 8 年 9 月 4 日（金）までに桑名市ホームページにおいて公開する（URL は公開時に電子メールにて通知を行う）。ただし、質問者名は公表しない。なお、質問者を特定できる内容のほか、個人情報を含む内容、特殊な技術やノウハウ等質問者の権利・競争上の地位を損ねる恐れがある内容は公表しない。

第 5 参加申込方法等

- 1 提出期限：令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 4 時 30 分まで（必着）。
- 2 提出方法：電子メール（PDF 形式）で問合せ先へ提出すること。
- 3 提出書類：参加申込書（様式 1）、法人の概要（様式 2）、業務実績調書（様式 3）
- 4 参加資格審査結果の通知：募集事務局（幼保支援課）にて参加資格の確認後、令和 8 年 9 月 4 日（金）までに電子メールにて通知する。

第 6 企画提案書・見積書の提出方法及び提出された書類の取扱い等

- 1 提出期限：令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 4 時 30 分まで（必着）。
- 2 提出方法：電子メール（PDF 形式）での提出に加え、副本（紙ベース）6 部を問合せ先へ提出すること。なお副本については、すべての書類において法人名・住所等は伏字処理すること。なお、件名は「【企画提案書類一式】桑名市就学前教育・保育環境整備推進会議運営支援業務」とし、必ず電話でメールの到着確認を行うこと。

3 企画提案書について

- ・ 仕様を理解し、別紙評価基準の評価項目を踏まえ、提案書を作成すること。
- ・ 形式は、A4版縦、横書きを基本とし、15 ページ以内で作成する。ただし、必要に応じ、A3版を組み込むこともできる。
- ・ 使用する文字は、MSゴシック、10.5 ポイント以上とする。ただし、図表等を使用する場合は、文字が読み取れる程度であれば、これによらないことができる。
- ・ 使用言語は日本語とし、単位はメートル法を、数字はアラビア数字を使用する。

4 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
 - (2) 提出期限後における書類の追加、訂正又は差替え等は認めない。
 - (3) 提出された書類は、桑名市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、参加事業者に無断で使用しない。ただし、本件事業者の選定を目的として使用する場合は、この限りでない。
 - (4) 提出された書類の著作権は、事業者に帰属する。ただし、契約相手先候補者として選定された事業者の企画提案書類については、本事業の目的を達成するために必要な場合に限り、市は無償で使用するすることができる。
 - (5) 提出された書類に対して桑名市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、参加事業者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、この限りでない。
- なお、本件事業者の選定前において、当該選定に影響が出る恐れがある情報は、選定後の開示とする。
- (6) 事業者から企画提案書類が提出されたことをもって、本実施要領（募集要項）等に記載の事項を全て承諾したものとみなす。
 - (7) 業務実績調書は審査の際、業務実績の補助資料とする。

第7 審査方法等

1 審査方法

本件事業の契約相手先候補者は、5名の委員（以下「審査員」という。）で構成する「桑名市プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による審査を経て、市が決定する。

選定委員会では、提出された書類及びヒアリング（プレゼンテーション）に基づき審査を行う。なお、書類・ヒアリング審査は、令和8年10月中旬に実施を予定している。

2 審査基準

各審査員が別紙採点基準表に基づき採点を行い、全ての審査員の総合計得点により順位を決定する。

- (1) 1 者のみの参加の場合であっても審査を行い、全ての審査員の総合計得点が配点の 60%に満たない場合は選定対象外とする。
- (2) 全審査員が一致して不適切と評価した項目が一つでもある場合は、選定対象外とする。
- (3) 総合計得点と同じ場合は、選定委員会で協議の上、評価順位を決定する。

3 ヒアリング審査について

- ・既に提出されている企画提案書類を基に、参加事業者がプレゼンテーションを行う。
(20 分間) その際、事業者名については秘匿すること。
- ・その後、審査員が書類及びプレゼンテーション内容に対してヒアリングを行う（最大 20 分間）
- ・参加事業者の出席者数は 3 名までとする。
- ・プレゼンテーションに際し、パソコン及びプロジェクターは使用可能であるが、その接続、設定に要する時間はプレゼンテーション時間に含むものとする。なお、市はプロジェクターと HDMI ケーブルのみ用意する。

第 8 契約相手先候補者の選定及び選定結果の公表等

- 1 選定結果の通知 令和 8 年 10 月中旬に、全ての参加事業者に対して審査結果を通知する。
- 2 結果の公表 桑名市ホームページにおいて、契約相手先候補者の名称、参加事業者数、評価点を公表する。ただし、次点者以下の名称は非公表とする。

第 9 契約締結

契約相手先候補者と市との間で仕様等に係る協議を行い、当該協議が調い次第、随意契約の方式により契約を締結する。

なお、契約締結に至るまでの間に本件の参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該事業者との契約は行わない。この場合において、市は一切の責任を負わない。

また、契約相手先候補者との協議が調わない場合又は契約相手先候補者が辞退した場合は、次点の契約相手先候補者と契約締結に向けた協議を行う。

第 10 全体スケジュール

項目	日程
実施要領の公告	令和 8 年 8 月 24 日（月）
質問受付期間	令和 8 年 8 月 24 日（月）～ 8 月 31 日（月）
質問回答期限	令和 8 年 9 月 4 日（金）

参加申込期限	令和 8 年 9 月 9 日（水）
参加資格審査結果の通知	令和 8 年 9 月 11 日（金）
提案書の受取期限	令和 8 年 9 月 25 日（金）
審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 10 月中旬
選定結果の通知・公表	令和 8 年 10 月中旬

第 11 失格事項及びその他留意事項等

1 失格事項

次の事項に該当する事業者は、一度参加資格を認められた場合であっても、本件参加資格を喪失し、失格とする。

- (1) 企画提案書類の提出期限に遅れた者。
- (2) 企画提案書類に虚偽の記載をした者。
- (3) 本事業の上限額を超える提案をした者。
- (4) 本実施要領（募集要項）に記載の事項に違反したと認められる者。
- (5) 契約相手先候補者の決定までに本件の参加資格要件を満たさなくなった者。
- (6) 上記のほか、本件事業者の選定に影響を及ぼす恐れのある行為など、不正又は不誠実な行為を行ったと認められる者

2 その他留意事項

本件の参加事業者は、次の事項に留意すること。

- (1) 参加申込書類の提出時に本件の参加資格要件（第 3 の(7)を除く）を満たさない場合は、本件への参加を認めない。
- (2) 参加等に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (3) 同一事業者からの複数提案は認めない。
- (4) 市から提供を受けた資料は、本件以外の用途に利用することを認めない。
- (5) 市は、必要に応じ、本件に係る募集を延期、中止又は取り消すことができる。

第 12 問合せ先

桑名市役所 子ども未来部 幼保支援課

〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地

電話：0594-26-1513 （直通）

FAX：0594-24-1111

Email: hoikushienm@city.kuwana.lg.jp